



Title	<書評>石井修『世界恐慌と日本の「経済外交」：1930～1936年』（勁草書房 1995年）
Author(s)	籠谷, 直人
Citation	大阪外国語大学アジア太平洋論叢. 1997, 7, p. 209-217
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/99755
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

〔書評〕

石井修『世界恐慌と日本の「経済外交」－1930-1936年－』

(勁草書房 1995年)

籠 谷 直 人*

1

本書は著者の学位論文 *Cotton-Textile Diplomacy: Japan, Great Britain, and the United States, 1930-1936*に加筆、修正を加えたものの邦訳である。学位論文はすでにArno pressから1981年に出版されており、日本の学会でも「経済外交」史の代表的な研究として共有されている。今回この論文が加筆されながらも、本書の形で刊行され、共有される範囲がより広がることを喜びたい。1930年代の綿業通商摩擦問題を検討する際には必ず言及されなければならない研究成果であろう。かって評者も本書を取り扱っている「日印会商」(1933-34年)について検討を加えたことがあったが(拙稿「日印会商(1933-34年)の歴史的意義」「土地制度史学」117号)、その際著者の学位論文(本書の第三章に当たる)から多くのことを学ばせていただいた。本書も同様にインド市場における日本綿製品との通商摩擦問題をめぐって、ランシャーからの圧力を受けるイギリス政府内の各省の利害の差異を詳細に描きだしている。民間の政治的圧力を背景にした政府内各省間の利害調整は外交方針の形成にあたって検討されるべき問題であり、本書は経済外交史の方法としても多くの示唆を与えている。書評にあたってはこうした本書の成果に学びながら、30年代の通商摩擦問題を通じた経済外交史の課題について述べたい。

本書の構成は以下の様である。

はじめに

第一章 日本の輸出圧力

* 京都大学 人文科学研究所

第二章 中国市場をめぐる日英の角逐

第三章 インド市場

第四章 日英市場分割案

第五章 経済ナショナリズムの猖獗

第六章 日米貿易摩擦

第七章 「新市場」を求めて

第八章 通商擁護法の発動と1936年の衝撃

終 章 アジアへの回帰

20年代からの合理化や32年以降の為替切下げを背景に輸出競争力を高めた日本綿業が、綿布輸出を拡大させた対象はインド、東南アジア市場であった。これらの地域の多くは欧米の植民地であり、とくに英蘭両国にとっては自国の綿業の輸出市場として位づけられていた。こうした市場への日本綿布の急激な流入は英蘭綿布の後退を促し、英蘭綿業との通商摩擦を喚起した。本書はこうした摩擦問題への対応のなかで日本が「一種の閉塞状況に追いやられ、自給自足経済やアジア回帰への道を選択」（本書3頁。以下、本書からの引用は頁のみを記す）する過程を示唆している。アジア・太平洋戦争の原因そのものを問題にしているわけではないが、30年代半ばにおいて用意される日本の国際的な孤立化に問題の焦点を絞っているといえよう。以下ではこの問題を念頭において、英蘭とそのアジアにおける植民地（英領インド、蘭領東インド）との関係に限定して、日本経済外交史の課題に言及したい。

2

上述の限定に即して各章を要約すれば以下のようである。まず第一章では「経済外交」の概念が与えられる。満州事変後に国際連盟を脱退し、外交的に孤立した日本が企図したのは「経済によって尻ぬぐいしようとする」「挽回」（17頁）策であり、いわば対外関係における政治的孤立を経済的相互依存関係によって補おうとすることが「経済外交」の含意であった。こうした外交を強く意識したのは日本においては通商審議委員会を33年7月に設立した「広田外交」であった。絏

済的相互依存関係の形成には、その前提として各国内の関係省庁内の機能や意見の調整と政府と民間との協調という内的な問題が必要であるとされた。そのうえで、具体的には輸出統制としての輸出組合法の改正や、対日本貿易赤字を抱えている国からの輸入増加などの施策が検討されたのである。オーストラリアとカナダに発動された通商擁護法は報復条項が盛り込まれているところから対外強硬的とみられるがちであるが、むしろ互恵譲許条項もふくむ点から「他国との協力こそ望ましく、他国政府と互恵協定を結ぶ努力」(22頁)を含む側面をも評価すべきであると述べられる。同法は相互依存関係の継続をも企図していたのである。

第二章は1920年代の中国市場における日英綿布の競争を問題にし、英國綿業の競争力低下への対応が述べられる。25年の Joint Committee of Cotton Trade Organization (綿製品貿易団体合同委員会) の設立、29年の Lancashire Cotton Corporation (ランカシャー綿会社) の設立による合併を通じた合理化、そして30年4月には Department of Overseas Trade (海外貿易省) にたいする諮問機関としての Overseas Trade Development Council (海外貿易開発審議会) の設置などが指摘される。

第三章からは、1930年代の日本綿布の輸出拡大による通商摩擦問題の発生とその対応が具体的に議論される。とくに三章から五章までと第八章の4つの章は英帝国圏内の市場を対象にしており、本書のなかでも読みごたえのある内容となっている。まず第三章は英領インドを問題にする。英領インドでは30年から継続的に実施される綿布輸入関税の引き上げを口火に通商摩擦問題が発生し、具体的な経済外交となる「日印会商」が33年に開かれた。インドの輸入関税の引き上げはインド綿業の利害に即したものであったが、イギリス製綿布には相対的に低率の関税が課せられ、そして会商にはインドの外交権をにぎるイギリス政府が直接に当たったために、日本側にはこうした英領インドでの輸入規制策がイギリス綿業の利害に即したものと理解された。会商の結果は、34年初めにインドの輸入関税の引下げとともに、日本とインドとの間に綿関係品貿易協定が結ばれることになる。貿易協定は日本の対インド綿布輸出の数量規制とインド棉花の一定量の購入を内容にしていた。外務省と商工省を中心に日本政府は紡績連合会に代表される日本綿業の圧力に「うんざり」(49頁)しながらも、輸出統制を内容にもつ協

定にこぎつける形で協調姿勢を示した。他方、イギリスではイギリス綿業の圧力を強く受ける貿易省と植民地省が、日英関係の悪化を危惧する外務省らの稳健派を抑えて、インド政府に影響力を行使し、日本の要求をはねのけた点が強調される。このことをもって、本書は会商を「インドをイギリスの希望する方向に従わせよう」とする「ブロック経済」(58頁)化の具体的な表現であると意義付けた。イギリスがインドにとって重要な課題であるインド棉花の購入(=販路)問題に補償を約束することで会商に影響を与えたのであった。インドにとっては第一次産品の輸出問題が重要であった。

第四章は世界市場を対象にした市場分割(カルテル)に関する民間交渉の「日英会商」について議論している。イギリス綿業は世界中の市場を対象にする交渉を求めたが、日本綿業は英連邦諸国と第三国を除外した市場(英本国と植民地)に限定して交渉することを求めて、会商は平行線をたどって決裂する。ここでもイギリス綿業の貿易省、植民地省への圧力が会商の背景であった。

民間会商の決裂のあと、イギリス政府は貿易省を中心にして34年5月にイギリスの保護領や植民地において輸入規制策を実施した。民間からの圧力が強まる「空気の中」(78頁)での実施であり、日本綿布の輸入規制が目的であった。これはイギリス側の「一方的な措置」(71頁)であり、第五章が「猖獗」と表現した所以である。

第八章は英連邦のカナダとオーストラリアを舞台にした通商摩擦をとりあげる。両国とも日本が「通商擁護法」の報復条項を発動した対象であり、一層厳しい摩擦問題として描かれているようである。とくに後者は米国が日本に關税引き上げを実施した時期(36年5月)やエジプトとの通商交渉が決裂した時期(36年6月)とほぼ重なっていただけに、日本をして改めてアジアに「回帰」させるほどの英米からの「衝撃」(165頁)であったといわれる。インドなどのアジア地域と異なり、カナダとオーストラリア両国はともに日本にたいしては第一次産品の輸出を軸に出超であった。それゆえ日本は両国が輸入規制を加えることに強い反発を覚えた。35年7月にカナダが輸入關税を引き上げ、それに反応した日本との間で「關稅戦争」(140頁)が展開するが、その後の交渉ではカナダの「譲歩」(145頁)によって決着する。日本は対カナダ入超であることを背景に、「使い易い相手に

対して擁護法を使った」(146頁) からである。

オーストラリアの場合も同様に日本からの報復措置が有効に作用した事例であった。オーストラリアは日本へ大量の羊毛、小麦を輸出しており、対日本出超国であった。オーストラリアの「国益」の追求としては東アジアとの貿易依存を強める方向と英帝国特惠関税制度の忠実なメンバーとして帝国内にとどまる方向のいずれかの選択が可能であったが、オーストラリアは36年3月ごろから対日本綿布輸入割当を実施することを表明し、後者を選択するように転換する。5月には関税の引き上げも含めて対日本輸入制限策を明確に打ち出し、「帝国内貿易を優先」(158頁) することを選んだのである。その転換を促したのはイギリス綿業の圧力もあったが、むしろオーストラリア自身の選択によるものであり、第一次產品の対イギリス輸出を通じたイギリスとの相互依存関係の維持に目的があった。むしろ日本からの綿布輸入圧力は副次的な問題であり、繊維輸入において対イギリス特恵を付与しなければ、イギリスは第一次產品の購入を拡大しないとの考えが存在していた。オーストラリアにとっては第一次產品の販路拡大と維持が政策の中心であった。6月に日本が通商擁護法の報復条項を発動してから両国間の消耗戦が始まったが、12月には両国間で覚書が交換され摩擦は解消に向かう。

3

本書は英帝国圏内での綿業通商摩擦を通して日本外交の孤立化過程を追うように構成されている。1930年代日本の「経済外交」には大きな限界があったと考えられている。しかし第一章での本書の問題提起に即して考えるならば、30年代の経済外交史の課題は地域間の経済的相互依存関係がどこまで維持されていたのかという問題を改めて検討することにあるように思う。英帝国圏内のブロック化が進むなかで、それは日本と英帝国内諸国、とくにアジアの植民地地域との経済関係をどこまで再編させ、また日本の「孤立」を促すほどまでに関係を弱めていったのかどうかを具体的に考察する必要があるようと考えられる。

まず本国と植民地との関係から考えるに、イギリスが本国綿業の綿布輸出市場として植民地をどの程度まで組織(=ブロック)化したのかを考えなければならないだろう。30年代のイギリス綿布のアジア市場における回復には限界があつ

たことはよく指摘されているが、それはイギリス綿業の競争力の向上に限界を画した産業組織内の問題として議論されることが多い。しかし本書でも指摘されているように、組織化の対象となるアジアの立場からも考えなければならない。アジアでは香港、海峡植民地はそれらの地域が担ってきた「中継貿易を危うくするためイギリスに特惠関税を与えることができなかった」(74頁) し、セイロン、マラヤもイギリスの政策にかなりの抵抗を示したという。また対日本出超の立場にあるカナダやオーストラリアももともと「イギリスを喜ばすために日本を不愉快にするような政策をとることは出来なかった」(81頁) のである。帝国圏での輸入規制は各地域の置かれた固有の経済的機能や条件にてらして、「ランカシャーにとってそれ程希望がもてるものではなくなっていた」(79-80頁) のである。綿業通商摩擦問題のなかでも英領インドの事例が対イギリス特恵をもつ輸入関税の引き上げを内容にしてよく強調されるが、こうした輸入関税の引き上げは国内に綿業の発達を有するインド固有の利害に即した施策でもあったと考えられる。そうであるとすればイギリスのブッロク化としての輸入規制策は地域の利害と歩調をあわせる場合に限られて可能であったといえよう。

アジア植民地において日本品の輸入規制策がとられる場合、英領インドとそれ以外のアジア地域とは若干区別する必要がある。植民地内に自国の産業を有するか否かという違いを背景に規制の内容が大きく異なるからである。インドのように自国に綿業の発達を有する地域では輸入規制策としては直接的な関税引き上げ策が採用されるが、それ以外の産業の発達を見ない地域においては関税の引き上げによる規制というよりは、むしろ輸入量の割当による規制に乗り出すことが多かった。自国に綿業や日本と競合する産業をもたない植民地の場合、日本からの消費財の輸入は必要であり、また日本品の低廉さは後述するデフレ的環境下におかれたアジア植民地にとっては規制する対象ではなく、むしろ歓迎されたと考えられる。日印会商とともに通商摩擦問題の代表的な会議である蘭領東インドでの「日蘭会商」においては関税問題があまり討議されず、むしろ輸入量の調整が主な検討内容であった。日蘭会商の結果、蘭印での輸入規制の基準が日本品の急激な流入を経験した後の33年の実績に求められたことは(84頁)、植民地経済が日本品を排除するものではなかったことを示している。30年代のデフレ的な政策下

におかれ植民地経済は、購買力の低下を余儀なくされる状態であり、それゆえに植民地政府は社会政策的な対応を求めるのである。社会政策的な観点からすれば、購買力の低下した社会に対応した低廉な日本品は排除される対象とは認識されていなかったのであり、本国政府もその点については認識していたと考えられる。産業をもたない植民地において低廉な日本品は必要であった。インドにおける輸入関税の引き上げも、こうしたデフレ下におけるナショナリズムの高揚への対応であったとも考えられよう。

4

英・蘭本国にとっての植民地の意義は、本国の綿業に代表される産業の輸出市場に求められた。植民地の経済ブロックも輸出市場の確保のためであったといえよう。本国における綿業の発言力の高さは本書が全体を通して強調する点であり、こうした民間の発言力がイギリス政府内の貿易省、植民地省に強い影響を与え、外交方針の形成を規定したと考えられてきた。しかし植民地には本国製品の輸入市場としての役割にとどまらない、独自の経済的側面を有していたと考えられる。34年に英・蘭間では、「イギリスがジャワ産砂糖の買い付けを増やすことを条件に、蘭領東インドにおいてイギリス製繊維の輸入割当を増加させる」(83頁) ことを合意したものの、イギリスの貿易省がこれに素早く対応しなかったためにこの英蘭協定は実現しなかったことが指摘されている。協定をめぐってオランダ本国は蘭印の砂糖の販路確保の問題に直面していたようであり、植民地の第一次産品の輸出問題が重要な政策課題であったと考えられる。綿布輸入問題が討議の中心であるように考えられる日印会商においてもインド棉花の輸出条件の調整交渉が会商の推移を決定したように(54頁)、植民地にとっては先進工業国からの製品輸入条件の調整という問題よりは、むしろ自国の第一次産品の輸出条件の調整が交渉の関心事であったと考えられる。そして第一次産品の輸出を通じた出超の維持が植民地経済の関心事であったといえる。こうした経済的側面はカナダやオーストラリアのような英連邦諸国においても同様であった。オーストラリアが日本繊維品の輸入規制策に乗り出したのも「日本製繊維品と食肉の問題を結びつけイギリス政府に好印象を与えようとした」(161頁) からであり、英本国から自国の

第一次產品の有利な輸出条件を引き出すためであった。

第一次產品の輸出を通した植民地の出超は、植民地の購買力を維持する条件であるとともに、本国にとっても植民地からの借款利子、投資配当、そして「本国費」（インド）・年金（蘭印）などの政治的費用の支払いの元として維持されなければならない重要な課題であった。Basudev Chatterji *Trade, Tariffs and Empire* (Oxford 1992) をみると、オタワ会議はこうした植民地の利子、配当、政治費用の支払いの源泉となる出超維持を課題に帝国内の市場調整を主な討議内容についていたようである。またこれらの本国への支払いのためには植民地の通貨を高めに設定する必要があり、植民地にデフレ的環境を押しつける結果となる。世界経済がとりはじめる二国間主義 (bilateralism), 互恵主義 (reciprocity), 求償 (compensation) の傾向は植民地に第一次產品の販路維持の必要を促すとともに、それ自体の目的としても採用される傾向を強めたのである。日印会商に始まるいくつかの政府間交渉が綿布の輸入規制策とともに討議の舞台となる植民地の第一次產品の購入条件を協議したのも、対日本出超の形成と維持を念頭に置いていたからである。日本もその点については十分に認識していたのであり、そうであるからこそ英領インドや蘭領東インドのような対日本入超となった植民地を対象にした交渉では協調的であり、すでに対日本出超を形成していたカナダ、オーストラリアなどの地域には通商擁護法の発動に踏み切るような強硬な態度に出たと考えられる。通商摩擦を背景にした政府間会議は綿業をめぐる輸入規制問題とともに植民地の第一次產品の輸出促進問題を包含していたのであり、一連の政府間会議はこの二つの問題の調整を日本に迫ったのである。

日印会商、日蘭会商において日本政府はこの二つの課題に協調的に対応したように考えられる。日本綿業団体の意向とは異なり、輸出組合の結成を通して各地域向けの輸出数量統制に乗り出したことは、自主規制による対外協調に他ならなかった。交渉相手国は日本にたいしてこうした自主規制策の実施を求めていたのである。アジア植民地を中心に考えた場合、日本綿布の輸出は植民地の輸入規制策によって大きく後退したわけではなかったのである。そして植民地の第一次產

品の購入をめぐっても、その輸入量を維持する方向で対応したと考えられる。両方の会商でインド棉花とジャワ砂糖の輸入問題がそれぞれ討議されたのはそのことを示していた。そうであるとすれば会商を通じた日本とアジアとの経済的相互依存関係は輸出入の両面で維持されたと考えられる。

アメリカとの経済的相互依存関係も第6章と第7章を読むなかで維持されたと考えられる。フィリピンと中南米への日本綿布の輸入圧力が強まるなかで、アメリカの綿業地帯は対日本輸入規制を求めたが、国務省は南部の棉花の対日本輸出の利害を重視し、綿業者の利害を第二義的なものと位置づけていたことが指摘される。この場合アメリカは農業国として対日本交渉に臨んでいた。そしてアメリカの影響下にあるキューバにおいても対日本煙草輸出の問題が主軸に据えられているように解釈できる。その上でアメリカは日本との交渉においては慎重であり、むしろ日本に自主的な輸出規制を求めながら、「互恵的な（中略）自由主義貿易の方向」（127頁）を目指していたとされる。30年代の世界経済の相互依存的関係の維持には限界があったように考えられるが、改めて地域の固有の条件からその関係の展開を検討しなければならないと考えられる。以上、本書を通して考えさせられる点を述べたが、これらは後進の研究課題として念頭に置いているものである。本書は1930年代前半の日本と世界経済との関係を「経済外交」を通して見事に描きだした作品であり、ながく学会で共有されるものであることは疑いない。

（1996年3月20日成稿）

（この書評はH-NETから転載したものです。）